

いじめ重大事態に係る関係職員の懲戒処分等について

令和6年2月13日付けで、下記のとおり関係職員に対する懲戒処分等を実施いたしましたので、お知らせします。

記

1 事案の概要

令和3年10月、札幌市立中学校の生徒が自死する事案が発生した。

令和5年2月に札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会が取りまとめた調査報告書において、当該生徒への複数にわたる「いじめ」行為があったと認定され、教員ら及び学校が適切に対応していた場合には、自死を防ぐことができた可能性が十分にあったと指摘された。

2 学校職員

事案の重大さに加え、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）や札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）における組織的対応の認識が不十分であり、その体制を確立できていなかったものとして、事案当時に関係した校長職に係る責任を認定し、処分等の内容を判断した。

被処分者等 (カッコ内は事案当時の役職)	処分等の内容	処分等の理由
札幌市立小学校教諭 60歳代 男性 (札幌市立小学校長職)	減給1月	組織的対応体制の構築が不十分だったことにより、組織としていじめ事案認知の機会を捉え切れなかったため。
札幌市立小学校教諭 60歳代 男性 (札幌市立小学校長職)	文書訓告	在任当時における事象は少なく直接的な影響は小さいが、組織的対応体制の構築が不十分であったため。
札幌市立中学校長 60歳代 男性 (札幌市立中学校長職)	文書訓告	一定の対応はしていたと認められるが、法で求める組織的対応とは差異があったため。
札幌市立小学校元教諭 (札幌市立小学校教諭)	文書訓告相当	一定の対応はしていたと認められるが、保護者との連携等が不十分だったため。

3 事務局職員

事案の重大さに加え、学校に対して、法や基本方針が求める組織的対応の重要性を十分に理解させることができず、必要な体制を確立させることができていなかったことを踏まえ、事案当時に関係した職員に係る責任を認定し、措置の内容を判断した。

被措置者 (カッコ内は事案当時の役職)	措置の内容	措置の理由
札幌市教育委員会局長職 50歳代 男性 (同 上)	口頭厳重注意	部長職及び課長職に対する管理監督責任が認められるため。
札幌市教育委員会部長職 60歳代 男性 (同 上)	文書厳重注意	いじめ対策事業を所管する部長職又は課長職として、学校に対し、組織的対応の重要性を繰り返し示していたものの、取組状況の点検や助言・指導
札幌市立小学校長 50歳代 男性 (札幌市教育委員会課長職)	口頭訓告	を行う実効性のある体制を構築することができていなかったため。
札幌市立小学校長 50歳代 男性 (札幌市教育委員会課長職)	厳重注意	

4 教育長

市長から教育長に対し、教育委員会全体としてこの度の事案を重く受け止めるとともに、改めて再発防止に尽力するよう口頭厳重注意が行われた。